

## わらび介護者「ホッとおしゃべりサロン」の会則

[名称]	第1条	わらび介護者「ホッとおしゃべりサロン」と称する。
[目的]	第2条	本会は、介護者の問題に取り組み、介護者の社会参加、無理のない介護の継続を、家族等、介護者、市民、専門家、関連機関、行政等の協働で図り、共に生きる社会をつくることを目的とする。
[事業]	第3条	本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。  <ol style="list-style-type: none"><li>1. 介護者サロン等、介護者支援に関する活動。</li><li>2. 介護者支援に関する学習。</li><li>3. 介護者支援を進めるための社会的な環境の整備。</li><li>4. その他、団体の目的を達成するために必要な活動。</li></ol>
[会員]	第4条	本会の会員は、二種とする。  <ol style="list-style-type: none"><li>1. 正会員(以下、会員)は、この会の目的に賛同して入会し、この会の活動を推進する個人で、総会における議決権を有するもの。</li><li>2. 賛助会員は、この会の目的に賛同して入会し、この会の事業を賛助する個人・団体で、総会における議決権を有しないもの。</li></ol>
[入会]	第5条	本会の入会手続きを次のように定める。  <ol style="list-style-type: none"><li>1. 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。</li><li>2. 賛助会員になろうとする者は、入会申込書により、会長に申込みものとする。</li></ol>
[義務]	第6条	会員は次のことを遵守しなければならない。  <ol style="list-style-type: none"><li>1. 会費は、年度の定められた期間に納入しなければならない。</li><li>2. 会員は会の業務に協力しなければならない。</li><li>3. 事業活動上知りえた事がら、情報等については秘密厳守すること。</li></ol>
[役員]	第7条	本会に次の役員をおく。  <ol style="list-style-type: none"><li>1. 会長:1名 副会長若干名 事務局・会計:1名。</li><li>2. 役員は会員の互選により、総会で選出する。</li><li>3. 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。</li></ol>
[役員職務]	第8条	役員職務は次のように定める。  <ol style="list-style-type: none"><li>1. 会長は、会を代表し会務を総理する。</li><li>2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。</li></ol>

		3. 事務局・会計は、本会の事務、会計、庶務業務を統括する。
[会 議]	第9条	<p>本会は、総会、役員会を定期的を開催する。</p> <p>1. 総会は、毎年年度はじめに会長が召集し、本会の目的を達成するための介護相談事業等について審議する。ただし必要に応じて臨時総会を開催することができる。</p> <p>2. 役員会は、会長が招集し会運営に必要な事項を審議する。</p>
[会 計]	第10条	<p>本会の経費は会費、寄付金、助成金、その他をもってこれにあてる。</p> <p>1. 本会の会員の会費は年間1,000円とする。</p> <p>2. 賛助会員の会費は、年間一口1,000円とする。</p> <p>3. 本会の会費納入は年度始め(4月～5月)に一括納入とする。</p> <p>4. 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。</p>
[保 険]	第11条	<p>会員の保険加入について次のように定める。</p> <p>1. 会員はボランティア保険等に参加しなければならない。</p> <p>2. 加入費用は会員各自の負担とする。</p>
[会計監査]	第12条	本会の会計監査は役員会に所属しない会員で行う。
[その他]	第13条	この会則に定められていない事項は役員会にて決定する。
[付 則]		<p>この会則は平成25年5月9日より施行する。</p> <p>この会則の一部(会員・入会について規定設置)を改正し、平成25年8月1日より施行する。</p>